

続きと所得制限の限度額のお知らせ **+**

表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000

一人親家族等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	児童等の養育者、配偶者及び扶養義務者所得額
0	1,920,000	2,360,000
1	2,300,000	2,740,000
2	2,680,000	3,120,000
3	3,060,000	3,500,000
4	3,440,000	3,880,000
5	3,820,000	4,260,000

※所得制限限度額の加算について

①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者、一人親家庭等の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者は1人につき25万円、一人親家庭等の場合は15万円を加算する。

②配偶者、扶養義務者の場合

- (1) 配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円を加算する。
(ただし、扶養親族が老人扶養親族だけの場合は、当該老人扶養親族の内、1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。)

問い合わせ先 子育て健康課 TEL377-5652

後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります

これまででは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

また、ご不明な点があれば お近くの年金事務所にお問い合わせ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは年金事務所にお尋ねください。

四日市年金事務所 〒510-8790 四日市市十七軒町17-23

TEL 353-5515（代表） 353-5513（国民年金課）